



第三次 川越市

環境

基本計画



川越市 緑の 基本計画

平成28年3月改定版



あ い さ つ



本市では、豊かな自然環境や地域を特色づける歴史的文化的遺産を継承し、次の世代に引き継いでいくため、平成18年9月に「川越市良好な環境の保全に関する基本条例」を施行するとともに、平成19年3月には「第二次川越市環境基本計画」を策定し、環境に関する施策を総合的かつ計画的に推進してまいりました。

また、平成20年3月に都市緑地法に基づいて本市全域における緑の将来あるべき姿と、それを実現するための施策を示した「川越市緑の基本計画改定版」を策定し、緑に関する施策を総合的かつ計画的に推進してまいりました。

しかし、両計画の策定から月日が経過し、この間、本市の環境を取り巻く状況は、大きく変化しているところです。

国においては、東日本大震災を踏まえた「第四次環境基本計画」が平成24年4月に閣議決定されました。国際的な動向に目を向けますと、平成27年末にフランスのパリで開かれた気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、地球温暖化対策の新たな枠組みとなる「パリ協定」が採択されたところです。

このたび、「第二次川越市環境基本計画」の計画期間が満了を迎え、「川越市緑の基本計画改定版」が短期的な目標年次を迎えることから、これら2つの計画を一冊にまとめ、「第三次川越市環境基本計画」及び「川越市緑の基本計画（平成28年3月改定版）」を策定いたしました。

「第三次川越市環境基本計画」では、5つの環境目標を掲げ、それぞれに「低炭素」、「循環」、「自然共生」、「安全・安心」、「地域づくり・人づくり」というキーワードを設定し、望ましい環境像である「みんなでつくる、自然・歴史・文化の調和した人と環境にやさしいまち」の実現を目指します。

また、「川越市緑の基本計画（平成28年3月改定版）」では、「みんなではぐくむ 水と緑と歴史のまち・川越」を基本姿勢として、「緑をまもる」、「緑をつくる」、「緑をはぐくむ」という3つの基本方針を掲げ、緑豊かなまちづくりの実現を目指します。

両計画の策定に当たっては、川越市環境審議会の委員の皆様にも熱心な御審議を賜りました。また、パブリック・コメントやアンケート調査では、市民、事業者の皆様から貴重な御意見、御提言をお寄せいただきました。心から感謝申し上げます。

今後は、両計画の連携を図り、市民、事業者及び民間団体との協働により、良好な環境の保全・創造と緑の保全・緑地の整備・緑化の推進を一体的に取り組んでまいりたいと存じます。これからも、皆様の御理解、御協力をお願い申し上げます。

平成28年3月

川越市長 川合善明



川越市民憲章

(昭和57年12月1日制定)

先人の輝かしいあゆみにより、すばらしい歴史的遺産をもつ川越。わたくしたちは、このまちに生きること誇りをもって、さらに住みよい魅力あふれるまちづくりをすすめていくことを誓い、ここに市民憲章を定めます。

- 1 郷土の伝統をたいせつにし、平和で文化の香りたかいまちにします。
- 1 自然を愛し、清潔な環境を保ち、美しいうるおいのあるまちにします。
- 1 きまりを守り、みんなで助けあう明るいまちにします。
- 1 働くことに生きがいと喜びを感じ、健康でしあわせなまちにします。
- 1 教養をふかめ、心ゆたかな市民として、活力にみちたまちにします。



市の木 (かし)



市の花 (山吹)



市の鳥 (雁)

目次

第1部 基本的事項	1
第1章 基本的考え方	3
1 計画策定の背景	3
2 計画の目的	5
2.1 第三次計画について	5
2.2 緑の計画H28改定版について	5
3 計画の期間	5
4 計画の位置付け	6
5 各主体の責務と役割	7
6 計画の構成	8
7 計画の対象	9
7.1 環境基本計画	9
7.2 緑の基本計画	10
第2部 本市を取り巻く状況と課題	11
第2章 川越市の概況	13
1 市の概況	13
2 将来動向	15
2.1 将来人口	15
2.2 土地利用	15
2.3 都市構造の構築	16
2.4 土地利用の方向性	17
第3章 現状と課題	19
1 第二次計画の現状と評価	19
1.1 第二次計画の現状	19
1.2 第二次計画の評価	23
2 緑の計画改定版の現状と評価	24
2.1 緑の計画改定版の実施状況	24
2.2 緑の現況	26
2.3 緑地の現況	28
2.4 緑の計画改定版の評価	32
3 川越市の環境に関するアンケート調査結果の概要	33
3.1 川越市の環境に関するアンケート調査の概要	33
3.2 環境問題への関心度	33
3.3 身のまわりで関心のある環境問題	34
3.4 環境に負担をかけないように実践していること	35
3.5 地域の公園等に対する評価及び緑を守り増やすために望むこと	36
3.6 川越市の環境の点数	37
4 今後の課題	38
4.1 環境基本計画の課題	38
4.2 緑の基本計画の課題	40

第3部 第三次川越市環境基本計画	43
第4章 計画の目標	45
1 望ましい環境像	45
2 環境目標	45
3 施策の体系	48
4 重点施策	50
5 環境指標と目標値について	51
第5章 施策の展開	53
環境目標 1	53
1 地球温暖化対策の推進	53
環境目標 2	57
2 循環型社会の構築	57
環境目標 3	62
3 生物多様性の保全	62
4 貴重な緑の保全	65
5 多様な緑の創出・育成	68
環境目標 4	71
6 大気環境の保全	71
7 水環境の保全	74
8 化学物質等の環境リスク対策	78
環境目標5	81
9 歴史と文化を生かした地域づくり	81
10 快適に暮らせるまちづくり	84
11 人づくり・ネットワークづくり	89
第4部 川越市緑の基本計画（平成28年3月改定版）	93
第6章 計画の目標	95
1 計画の基本姿勢	95
2 計画の基本方針	96
2.1 計画の基本方針	96
2.2 都市公園の整備方針	97
2.3 生物多様性の保全方針	97
2.4 特別緑地保全地区について	97
3 計画の目標	98
4 計画の体系と緑の将来像	100
第7章 個別計画	107
基本方針 1	107
1 水と緑と農地の保全	108
2 歴史的環境の保全	110

3	生き物の生息・生育空間となる緑の保全	112
基本方針 2		115
4	水と緑のネットワークの形成	116
5	身近で安全・安心な都市公園等の整備	118
6	歴史・自然を生かしたシンボル空間となる都市公園等の整備	120
7	公共施設緑化の推進	122
8	民有地緑化の促進	124
基本方針 3		126
9	緑に親しむきっかけづくり	127
10	水と緑を守り・つくり・育てるしくみづくり	128
第 8 章 地区別計画		129
1	川越市の地区構成	129
2	地区別計画	130
2.1	本庁地区	130
2.2	芳野地区	132
2.3	古谷地区	134
2.4	南古谷地区	136
2.5	高階地区	138
2.6	福原地区	140
2.7	大東地区	142
2.8	霞ヶ関地区	144
2.9	川鶴地区	146
2.10	霞ヶ関北地区	148
2.11	名細地区	150
2.12	山田地区	152
第 5 部 推進体制と進行管理		155
第 9 章 推進体制と進行管理		157
1	計画の推進体制	157
2	計画の進行管理	159
2.1	進行管理の考え方	159
2.2	進行管理のポイント	160
資料編		161
1	策定経過	163
2	環境審議会答申	166
3	市民参加	172
4	川越市良好な環境の保全に関する基本条例	175
5	都市公園の種別	179
6	用語解説	180

中扉について

本市では、毎年6月の「環境月間」に合わせ、市内の小中学生を対象とした「川越市環境月間ポスターコンクール」を実施しています。

平成27年度の入選作品の中から、12点を中扉に掲載しました。

※入選者の学校・学年は、ポスターコンクール実施当時のものです。

中扉①（第1部 基本的事項）

特賞 佐藤麗奈さん（福原小学校2年生）の作品

特賞 中島可蓮さん（富士見中学校3年生）の作品

中扉②（第2部 本市を取り巻く状況と課題）

金賞 高橋ひなたさん（川越小学校1年生）の作品

金賞 水村佳世さん（霞ヶ関東中学校3年生）の作品

中扉③（第3部 第三次川越市環境基本計画）

銀賞 松田晟真さん（今成小学校5年生）の作品

銀賞 飯島萌さん（霞ヶ関東中学校2年生）の作品

中扉④（第4部 川越市緑の基本計画（平成28年3月改定版））

銀賞 矢崎日和さん（川越第一小学校5年生）の作品

銀賞 菅野莉々さん（高階中学校2年生）の作品

中扉⑤（第5部 推進体制と進行管理）

銅賞 平田晋作さん（川越第一小学校6年生）の作品

銅賞 石原杏さん（福原中学校3年生）の作品

中扉⑥（資料編）

銅賞 中鉢晴大郎さん（芳野小学校5年生）の作品

銅賞 森下由芽さん（福原中学校3年生）の作品

環境月間について

昭和47（1972）年6月5日からストックホルムで開催された国連人間環境会議において、毎年6月5日からの1週間を「世界環境週間」とする日本の提案を受け、国連では6月5日を「世界環境デー」と決めました。

日本では、昭和48（1973）年度から平成2（1990）年度までは6月5日からの1週間を「環境週間」とし、平成3年度からは、これまで以上に環境保全に関する国民の意識を高めるため、従来の「環境週間」を拡大して、6月の1箇月間を「環境月間」としました。

また、平成5年11月に制定された環境基本法においては、事業者及び国民の間に広く環境保全についての理解を深めるとともに、積極的に環境保全に関する活動意欲を喚起するため、6月5日を「環境の日」と定め、国や地方公共団体等において各種の催し等を実施することとされました。